

9. 用語集

用語	意味	参考法令
アルファベット		
PRTR制度	<p>Pollutant Release and Transfer Register の頭文字。日本では「化学物質排出移動届出制度」と呼ばれる。平成11年に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が成立し、化学物質を取り扱う事業所から1年間にどのような物質がどのくらい環境中へ排出したかという「排出量」や廃棄物としてどれだけ移動したかという「移動量」を、事業者自らが都道府県などを通じて、国に届け出る制度。</p> <p>参考：PRTR広場 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html</p>	
ア行		
上乗せ規制	各地方公共団体が定める条例の中で、法律や政省令で定められている基準よりも、厳しい基準を設けること。	
カ行		
環境基準	人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のこと。 大気汚染、公共用水域の水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌汚染などそれぞれに基準が定められている。	環境基本法第16条 地下水の水質汚濁に係る環境基準について
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域や公共の用に供される水域とこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路などのこと。	水濁法第2条第1項
工場	事業場を参照	
サ行		
事業場	<p>汚水、廃液を公共用水域に排出する施設を備えた一般的な意味での事業場。施設の集合で、当該事業場が所有する敷地全体を含む。 設備<施設<事業場（特定施設<特定事業場）</p> <p>関連項目：設備、施設、特定施設、特定事業場</p>	
施設	<p>ある特定の目的のために、設計・建設された構造物のこと。 設備<施設<事業場（特定施設<特定事業場）</p> <p>関連項目：設備、事業場、特定施設、特定事業場</p>	
指定施設	<ul style="list-style-type: none"> ・水濁法に定める有害物質を貯蔵し、または使用する施設 ・水濁法に定める指定物質を製造、貯蔵、使用、または処理する施設。 <p>関連項目：有害物質、指定物質、有害物質貯蔵指定施設</p>	水濁法第2条第4項
指定物質	<p>水濁法に定める有害物質及び油以外の物質であって、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康もしくは生活環境に被害を生ずるおそれがある物質。 平成25年3月末現在で56項目</p> <p>関連項目：生活環境、有害物質</p>	水濁法第14条の2第2項 水濁法施行令第3条の3
水質汚濁防止法	工場・事業場から公共用水域への排水、地下への浸透水を規制し、また生活排水対策を実施することにより、公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的とする法律で、その目的を達成するために、工場・事業者からの排水に係る排水基準の遵守、地下浸透規制等の規定を設けている。	
生活環境	<p>環境基本法第2条第3項に定められている、「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境」のこと。 水質汚濁により影響を受けるものとしては、水浴、沿岸の散歩、自然探勝、水産物、農産物などが挙げられる。</p>	環境基本法第2条第3項

(水濁法)政令市	水濁法第28条により、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市長が行うことができる市のこと。	水濁法第28条 水濁法施行令第10条
設備	施設の一部または付帯して設置されるある機能を有した構造物のこと。 設備<施設<事業場(特定施設<特定事業場) 関連項目:施設、事業場	
夕行		
地下浸透規制	水濁法では、有害物質使用特定事業場から水を排出する事業者は、「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」(平成元年環境庁告示第39号)により有害物質が検出される水を地下に浸透させてはならないと定めている。 この値は、おおそ環境基準の10分の1以下に設定されており、厳しい地下浸透規制が講じられている。 関連項目:有害物質使用特定施設、有害物質使用特定事業場、環境基準	水濁法第12条の3 水濁法施行規則第6条の2
地下水	社会通念上「地下に存在する水」をいい、通常、自然の状態として地下に存在する水をいう。地下水に該当しない例としては、下水道施設内の水がある。	
地下水汚染	地下水の水質が汚濁された状態を指し、水質以外の水の状態(例えば水温など)が悪化することを含む。つまり、重金属等の汚染物質等による常識的な意味での水質の汚濁に加えて、水への着色及び水温の問題を含む。ただし、本マニュアルにおいては、水濁法に定める有害物質による汚染を主に想定している。 関連項目:地下水	
貯油施設	油を貯蔵し、または油を含む水を処理する施設。	水濁法第2条第5項 水濁法施行令第3条の4、第3条の5
同等以上	同等又はそれ以上、という意味であり、同等であれば含まれる。	
毒劇法	「毒物及び劇物取締法」 毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取り締まりを行うことを目的とする法律で、該当する物質の販売や製造を規制している。	
特定事業場	特定施設を設置する工場又は事業場 関連項目:特定施設、事業場	
特定施設	以下のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で、酸・アルカリ表面処理施設等、該当する施設の種類が水濁法施行令第1条の別表第1で定められている。 ・有害物質を含むこと ・水素イオン濃度等の項目が生活環境に被害を生じるおそれがある程度であること 関連項目:有害物質、生活環境、有害物質使用特定施設、指定施設	水濁法第2条第2項 水濁法施行令第1条、別表第1
特定地下浸透水	有害物質使用特定施設を設置する特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含むもの 関連項目:有害物質使用特定施設	水濁法第2条第8項
土対法	「土壌汚染対策法」 土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めたもの。 平成21年4月の改正により、一定規模以上の土地の形質変更時の調査の実施、自主的な調査の活用、汚染土壌の適正な処理の義務付けなどが規定された。	
ナ行		

八行		
排水基準	<p>特定事業場から公共用水域への排出水の汚染状態（熱によるものを含む）の基準であり、有害物質、生活環境に係る物質のそれぞれに許容限度が定められている。水濁法において、特定事業場から公共用水域に排水を排出する事業者は、事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出してはならないと定められている。</p> <p>関連項目：公共用水域、有害物質、生活環境</p>	水濁法第3条 排水基準を定める省令第1条
マ行 ヤ行		
有害物質	<p>人の健康に被害を生ずるおそれがある物質として水濁法施行令で定められている物質のこと。平成24年5月末現在で28項目。</p> <p>関連項目：指定物質</p>	水濁法第2条第2項第1号 水濁法施行令第2条
有害物質使用特定事業場	<p>有害物質使用特定施設を設置する特定事業場</p> <p>関連項目：有害物質使用特定施設、特定事業場</p>	水濁法第2条第8項
有害物質使用特定施設	<p>有害物質を製造、使用又は処理する特定施設のこと</p> <p>関連項目：有害物質、特定施設、有害物質貯蔵指定施設</p>	水濁法第2条第8項
有害物質貯蔵指定事業場	<p>有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場</p> <p>関連項目：有害物質貯蔵指定施設</p>	水濁法第14条の3 平成23年法律第71号「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」（平成23年6月22日公布）
有害物質貯蔵指定施設	<p>有害物質を貯蔵する指定施設のうち、有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設で、有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設のこと</p> <p>関連項目：有害物質、指定施設、有害物質使用特定施設</p>	水濁法第5条第3項 水濁法施行令第4条の4 平成23年法律第71号「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」（平成23年6月22日公布） 平成23年政令第367号「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」（平成23年11月28日公布）
有害物質を含む水	<p>「有害物質を含む水」の「水」は水濁法上「液状のもの」と同義で用いられ、これには、有害物質を微量わずかに含む廃液、液体の有害物質100%のもの等が含まれる。具体的には、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境省告示39号）により検定した場合において、有害物質が検出される水のことをいう。</p> <p>関連項目：有害物質</p>	
要措置区域（土対法）	<p>土対法に定める特定有害物質により汚染され、汚染の除去や拡散の防止等の措置を講ずることが必要である区域として都道府県知事により指定された土地のこと。</p> <p>以下のいずれにも該当している場合に指定するものとされている。</p> <p>土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。</p> <p>土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。</p>	土対法第6条
ラ行		
リスクコミュニケーション	<p>環境リスクなどの化学物質に関する情報を、市民、事業者、行政等のすべての関係者が共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ること。</p>	
漏えい	<p>液体が施設本体や配管などの設備から漏れ出ること全般を指し、量は関係ない。</p>	

(参考) 検討会の開催経緯と議題

日 時	主 な 議 題
第1回 6月28日(火) 10:00~11:40	1. 検討会の設置について 2. 既存の条例、マニュアル等の整理 3. 今後の検討方針 4. 今後の予定 5. その他
第2回 7月15日(金) 14:00~17:10	1. 業界団体等のヒアリング調査結果について 2. 第1回検討会における指摘に関する情報について 3. 地下水汚染の未然防止のための措置の骨子について 4. その他
第3回 7月26日(火) 14:00~16:50	1. 前回までの検討会等における指摘に関する情報について 2. 地下水汚染の未然防止のための措置について 3. 指針及びマニュアルの記述方針について 4. その他
第4回 8月23日(火) 14:00~17:30	1. これまでの検討会の主な指摘・意見に対する対応方針等について 2. 地下水汚染の未然防止のための措置(素案・修正版)について 3. 指針及びマニュアルの記載内容骨子(案)について 4. その他
第5回 9月13日(火) 14:00~17:10	1. 地下水汚染の未然防止のための措置(案)について 2. 指針及びマニュアル(素案)について 3. 第4回検討会における指摘に関する情報について 4. その他
第6回 11月15日(火) 15:30~18:30	1. 指針及びマニュアル(素案)について 2. その他
第7回 11月29日 14:00~16:45	1. 指針及びマニュアル(素案)について 2. その他
第8回(最終) 12月19日(月) 15:05~17:25	1. マニュアル(案)について 2. その他

「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会」

委員名簿

氏名	所属・職名
安藤 研司	一般社団法人日本化学工業協会 環境安全部 部長
及川 勝	全国中小企業団体中央会 政策推進部長
小黒 一彦	東京クリーニング生活衛生同業組合 理事
笠松 正広	大阪府環境農林水産部 環境管理室長
岸川 敏朗	前神奈川県環境農政局環境部 部長 (公益社団法人 神奈川県産業廃棄物協会 専務理事)
杉本 利幸	愛知県環境部水地盤環境課長
巢山 廣美	石油連盟環境部会土壌ワーキンググループ 主査 (昭和シェル石油(株))
永田 一雄	全国鍍金工業組合連合会 環境委員会 副委員長 (東京都鍍金工業組合副理事長、(株)梅田鍍金工業所代表取締役社長)
平田 健正	和歌山大学 理事
古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科附属水環境制御研究センター教授
細見 正明(座長)	東京農工大学大学院 共生科学技術研究院 教授
山本 幸雄	日本鋳業協会 水質専門委員会 委員 (三菱マテリアル(株)環境部門長)

(五十音順、敬称略)

